

# 年度末の年金純資産は 20億3,019万円になりました

7月28日に開催された第37回代議員会で、当基金の令和元年度決算が可決・承認されました。  
令和元年度は、年末までは米中貿易協議の進展等から国内外の株価は上昇傾向にありましたが、令和2年2月ごろより新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、企業業績や経済への悪化懸念から株式市場は大幅に下落しました。その後各国が実施した金融緩和策や財政支出を背景に市場は反発、上昇基調にありますが、本格的な株価の回復にはやはり経済活動の正常化が必要とみられています。

## 年金経理

年金経理は、年金・一時金などの加入者のみなさんへの給付と、その財源となる年金資産の管理・運用に関する経理です。

年金経理の主な収入には、掛金等収入1億9,003万円、ならびに資産の運用収益2,269万円などがありました。  
支出では、老齢給付金7,980万円、脱退一時金の給付費1億673万円のほか、運用報酬等627万円、業務委託費157万円などがありました。  
当年度は老齢給付金や脱退一時金が抑えられたため、

剰余金1,721万円が発生しました。  
年度末純資産（「資産の部」の純資産から「負債の部」の純資産を差し引いた額）は20億3,019万円となりました。資産運用に関しては、今後も運用機関と十分協議を重ねつつ、安全かつ効率的な運用を行ってまいります。

### 損益計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日) (単位：千円)

費用勘定		収益勘定	
老齢給付金	79,798	掛金等収入	190,031
脱退一時金	106,729	保険資産に係る当期運用収益	22,693
運用報酬等	6,269		
業務委託費等	1,570		
<b>経常支出</b>	<b>194,366</b>	<b>経常収入</b>	<b>212,724</b>
繰越不足金処理金	129,869	責任準備金減少額	128,718
当年度剰余金	17,207		
<b>基本金</b>	<b>147,076</b>	<b>負債の変動</b>	<b>128,718</b>

計 341,442千円

### 貸借対照表

(令和2年3月31日現在) (単位：千円)

資産勘定		負債勘定	
流動資産	15,539	支払備金	63,010
		<b>純資産</b>	<b>63,010</b>
固定資産	2,077,664	責任準備金	2,012,986
		<b>負債</b>	<b>2,012,986</b>
<b>純資産</b>	<b>2,093,203</b>	当年度剰余金	17,207
		<b>基本金</b>	<b>17,207</b>

計 2,093,203千円

## 業務経理

業務経理は、基金の運営に関する経理です。

業務会計は、事業主が全額負担する掛金収入（事務費掛金）を主な財源としており、987万円でした。  
支出には、事務費945万円や代議員会費4万円、雑支出19万円などがありました。

当年度は剰余金45万円を計上し、繰越剰余金は5,369万円となっています。今後も業務の効率化を図り、経費の節減に努めてまいります。

### 損益計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日) (単位：千円)

費用勘定		収益勘定	
事務費	9,452	事務費掛金	9,874
代議員会費	37		
雑支出	190	雑収入	250
剰余金	445		

計 10,124千円

### 貸借対照表

(令和2年3月31日現在) (単位：千円)

資産勘定		負債勘定	
流動資産	54,068	基本金	2,656
無形固定資産	63	繰越剰余金	53,686
固定資産	2,656	当年度剰余金	445

計 56,787千円

## 令和元年度 財政検証結果

年度末に保有している純資産額と、将来の年金給付に必要な給付債務とを比較し、財政運営が健全に行われているかどうか検証しています。

①純資産額	20億30百万円	令和元年度決算時の時価資産額
②責任準備金	20億13百万円	将来の給付を賄うために基準日において確保すべき資産額
③最低積立基準額	22億65百万円	解散したと仮定した場合に、基準日において確保すべき資産額

	当基金の検証	基準	判定
継続基準	1.00	≥1.00	○
非継続基準	0.89	≥1.00*	×

\*1.00以上、または0.90以上であり過去3年度のうち2年度以上で法定水準（決算日が平成27年3月31日～28年3月30日の年度は0.96、平成28年3月31日～29年3月30日の年度は0.98、平成29年3月31日以降の年度は1.00）以上

### ● 継続基準の財政検証

基金が今後も存続するという前提で、積立金の保有状況を検証します。「純資産額」が「責任準備金」を上回るか、下回っても許容繰越不足金の範囲内であることが求められます。

→ 当基金はこの基準を満たしましたので、掛金の再計算の必要はありません。

### ● 非継続基準の財政検証

仮に基金が解散したと仮定した場合に、必要な積立金を保有しているかどうかを検証します。この基準に抵触した場合は、追加の掛金を設定する必要がある場合があります。

→ 当基金はこの基準に抵触しましたので、翌々事業年度に特例掛金1,065万円の追加が必要となります。